

1. シラバス

授業科目名	人間と生活	単位数	2
開講年次	3期	学期	前学期
担当教員	齋藤美保子		
科目分類	小専門科目		
選択/必修	選択	授業形態	講義
講義の概要 (目的と内容)	<p>人間の生活のしくみを考え、衣食住など身近な問題から地球環境にいたるまでを見つめ直し、生活者の視点から問題解決する。生活や現実の事象から出発し、その課題を明らかにし、人間らしい生活とは何か、どう人間らしく暮らせるか、その筋道を理解してもらうことに主眼があります。</p> <p>また、ただ生きているのではなく家庭教育を含め人間はどのように育っているのか、ライフステージごとの発達課題も理解していただきたいと思います。</p>		
授業の到達目標及びテーマ	小学校家庭科の内容に準じる		
成績の評価基準	レポート試験、毎回の感想・疑問用紙に記入・提出をすること。出欠状況など総合的に判断する。		
授業計画	<p>第 1 回・・・オリエンテーション 生活・暮らしの問題について (家庭科と家政学)</p> <p>第 2 回・・・人間の発達、家族の歴史</p> <p>第 3 回・・・家族・家族関係、家庭生活の実情</p> <p>第 4 回・・・乳幼児・子どもの発達</p> <p>第 5 回・・・青年期の発達、中・高齢者の発達</p> <p>第 6 回・・・高齢社会、福祉・社会保障</p> <p>第 7 回・・・衣生活Ⅰ 被服の役割・繊維・フェアトレード</p> <p>第 8 回・・・衣生活Ⅱ ファッション・衣料事情</p> <p>第 9 回・・・食生活Ⅰ 「ブタがいた教室」視聴 食育とは</p> <p>第 10 回・・・食生活Ⅱ 栄養・食品食糧問題、安全・安心な食べ物</p> <p>第 11 回・・・家庭の経済 消費者センター講師(外部講師)</p> <p>第 12 回・・・職業労働の実情Ⅰ(賃金・収入)</p> <p>第 13 回・・・職業労働の実情Ⅱ(労働時間・働く者の権利)</p> <p>第 14 回・・・住生活・地域、防災</p> <p>第 15 回・・・地球環境及びまとめ</p>		
参考書・教科書	授業中の配布資料		

2.授業の特徴や授業を行うにあたっての工夫

①講義内容・各テーマ内容

開講年次は3期以上でも実際は4年生
60名の「人数制限科目」です。

若者の現状と興味・関心から現代的な課題を

トピックとして取り入れ、家庭科や家政学に繋がるよう、

ビデオ視聴・体験学習・グループ学習などを取り入れています。消費者センターから毎年講師の授業を担当していただき、現代の若者の消費者トラブルについて講義・体験・消費者検定等を行っています(感想参照)。

今まで行ったテーマは、DV(デートDV含む)・子ども虐待・消費税・内部留保と非正規雇用・飼育と栽培・TPP・貧困問題・原発などです。現実を知らず毎日を過ごしている学生に揺さぶりをかけて「現状認識」をさせ、問題発見をするよう促しています。生活経営領域を学ぶ学生も多く、鹿児島県の最低賃金が日本一低いことにショックを学生は受けています。

●今日の授業では、消費生活について学ぶことができました。各種トラブルについてのビデオを見て、自分もいつトラブルに巻き込まれるかわからないので気をつけていきたいと思いました。(男)

②方法Ⅰ・・・講義・討論・体験・感想記入

小・中・高校の学級人数が改正するにつれ、大学での適正人数の研究も必要かと思われます。ここでは60人(欠席者5人と仮定し、常時55人・私の小学校の学級人数でした)とすれば、小グループの討論が可能な人数です。そこで、各グループ4人～5人くらい10班で、意見交換を行っています。また、代表者に意見を発表してもらう時もあります。

講義内容や・ポイントなどをワークシートに記入、クイズ形式で講義をすることもあります。簡単な○×式から、意見を書くのもあり、知識や事前意識を知る上でも意義があります。

③方法Ⅱ・・・教材・教具

毎回テーマに沿ったワークシートや授業用プリント及び家庭科実践の紹介などを盛り込んだプリント(A3判1枚裏表印刷以上)を必ず配布しています。あえてパワーポイントの講義をせず、プリントを資料として生かせるようにし、DVD視聴もします。

また、地域発行のリーフ・消費者センターからの資料を授業で活用したり、最新の情報や学術的な情報を提供しています。

是までの家庭科教員の経験を生かし、生徒の作品など(人生すごろく・おもちゃ・繊維など外)の提示をし、学校で取り扱う教材・教具の見本として位置づけています。

教員採用試験対策としての資料も作成し、採用試験前に配布したりしています。昨年はこちらから、5題くらい同様な問題が掲載されたとか。

配布資料

労働基準法についての○×クイズ

- ①()労働時間は1週間に35時間以内である。
- ②()休日は毎週少なくとも2回はとらなければならない。
- ③()時間外・休日労働は、労働組合または労働者の過半数を代表するものと書面で協定すれば可能である。
- ④()時間外・休日・深夜の労働に対しては、通常の25%の割り増し賃金を支払う。
- ⑤()パート労働者には休日を与えられない

